「特別支援学級における教育課程編成のための指導資料」

一人一人に応じた指導・支援のために

胆振管内においては、特別支援学級に在籍する児童生徒数や、特別支援学校への就学基準に該当する障がいの程度である児童が、通常の学校の特別支援学級へ就学するケースが増加しており、障がいの重度・重複化、多様化への対応が求められています。

このような中で、各学校においては、管理職がリーダーシップを発揮しつつ、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進し、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態を踏まえ、教育課程を工夫・改善する必要があります。

本資料は、管内の現状及び課題、そして新学習指導要領の改訂を踏まえ、各学校が児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程を編成し、資質・能力の育成を図る上で、先生方に参考にしていただくことを目的として作成した指導資料です。

北海道教育庁胆振教育局
胆振教育局管内専門家チーム

● 特別支援学級における教育課程の編成について

1　基本的な考え方

特別支援学級は、学校教育法第81条第２項の規定による障がいのある児童（生徒）を対象とする学級であるとともに、小学校（中学校）の学級の一つであり、学校教育法に定める*小学校（中学校）の目的及び目標を達成するものでなければなりません。*

ただし、対象となる児童（生徒）の障がいの種類、程度によっては、小学校（中学校）の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。そのため、学校教育法施行規則第138条において、「特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができる」と規定されています。

法令や学習指導要領に基づき、児童（生徒）の障がいの状態、発達の程度、地域や学校の実情などを考慮しながら、教育課程を創意工夫して編成することが大切です。

特別支援学級の教育課程
―何を学ぶか・どのように学ぶか・何ができるようになるか―

特別支援学校の教育課程を参考

児童（生徒）の実態　　本人・保護者の願い

学校教育目標
―目指す児童（生徒）像―

小学校（中学校）学習指導要領

2　特別の教育課程

- 自立活動の指導→　児童（生徒）一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。
- 各教科→　下学年の教科の目標や内容に替えたり、特別支援学校（知的障がい）の各教科に替えたりすることができる。
- 各教科等を合わせた指導→　各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことができる。

※総合的な学習の時間については、合わせた指導を行うことができないことに注意。

- 時数の取扱い→　授業の１単位時間など、弾力的な取扱いができる。
- 教科用図書→　児童（生徒）の実態に応じて、当該学年の教科用図書に代えて、他の適切な教科用図書を使用することができる。

Check！ 教育課程の編成における留意点

なぜ、特別の教育課程に関する規定を参考にするということを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、*理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫する*ことが大切です。

（平成29年６月　小学校学習指導要領解説　総則編 p.108）
（平成29年７月　中学校学習指導要領解説　総則編 p.106）

● 特別支援学級における教育課程編成の流れ

① 児童（生徒）の実態把握

障がいの状態、特性

学習状況

本人・保護者の願い
興味・関心

身辺処理
コミュニケーション能力
対人関係

② 指導内容の選定と組織

知的障がいがある児童（生徒）の場合

教科・領域別の指導

- 各教科
- 道徳科
- 外国語活動
- 特別活動
- 自立活動

関連

各教科等を合わせた指導

- 日常生活の指導
- 生活単元学習
- 遊びの指導
- 作業学習

総合的な学習の時間
※「教科・領域別の指導」及び「各教科等を合わせた指導」と関連を図る

児童（生徒）の実態に基づき

各教科（当該学年） 又は 各教科（下学年） 又は 知的障がい特別支援学校の各教科

知的障がいがない児童（生徒）の場合

- 各教科
- 道徳科
- 外国語活動
- 特別活動
- 総合的な学習の時間
- 自立活動

児童（生徒）の実態に基づき

各教科（当該学年） 又は 各教科（下学年）

教科としての目標を達成し、学力の向上を図る必要があります。

③ 交流及び共同学習

- 交流及び共同学習を行うことが可能又は望ましい教科を検討します。
- 個別の指導計画に、交流及び共同学習の短期目標、指導や支援の内容・方法、評価を位置付けます。

Check！ 交流及び共同学習の留意点

交流及び共同学習に係る指導時数の目安は示されていませんが、*「特別支援学級における教育を中心として受ける」*ことが前提となります。

● 教育課程編成の例

実態把握

【知的障がい学級】
児童Ａ（小学校第５学年）
○　知的障がいあり

・小学校第２学年から学習の遅れ
・身辺自立に課題
・コミュニケーションに課題

知的障がい特別支援学校の各教科
＋
各教科等を合わせた指導
＋
自立活動

実態把握

【自閉症・情緒障がい学級】
児童Ｂ（小学校第４学年）
○　知的障がいなし
○　自閉症スペクトラム障がいあり

・小学校高学年から学習の遅れ
・対人関係に課題

各教科（下学年）
＋
自立活動

実態把握

【自閉症・情緒障がい学級】
生徒Ｃ（中学校第２学年）
○　知的障がいあり
○　自閉症スペクトラム障がいあり

・小学校第４学年から学習の遅れ
・意思表示に課題
・特別支援学校高等部を進学希望

各教科（下学年）
＋
各教科等を合わせた指導
＋
自立活動

事例：児童Ｂ（小学校第４学年）の指導計画

○　障がいの状態、特性
・５歳時に知的発達の遅れを伴わない自閉スペクトラム障がいと診断されている。
○　学習状況
・国語の物語や、算数の文章題の読みなどが理解できず、第３学年の頃から学習に遅れが見られるようになってきた。
○　身辺処理、コミュニケーション能力、対人関係
・友だちと関わりたい気持ちはあるが、上手に関わることができず、トラブルになることが多い。
○　本人・保護者の願い
・本人は、通常の学級において、みんなと一緒に学習したい。保護者も同様の願いをもっている。

～教育課程編成の工夫～

○　各教科等
・国語と算数において、第３、４学年の内容に丁寧に取り組むために、下学年の目標及び内容を扱います。ただし、自己肯定感を下げないためや、通常の学級へ戻ることを想定し、一部当該学年の目標及び内容を扱います。
・他教科については、当該学年の目標及び内容を扱いますが、文章題のイメージがもてないなどの障がい特性により、特別支援学級で学習します。

	月	火	水	木	金
1	自立活動	算　数	社　会	国　語	自立活動
2	道徳科	社　会	国　語	算　数	国　語
3	算　数	国　語	総合的な学習の時間	外国語活動	算　数
4	国　語	体　育		体　育	音　楽
5	理　科	理　科	算　数	理　科	国　語
6	音　楽	図画工作		社　会	特別活動

：各教科（下学年）
：交流及び共同学習

○　自立活動
・ＳＳＴ（ソーシャルスキルトレーニング）などを通して、コミュニケーション能力や対人関係のルールなどについて学習します。

○　交流及び共同学習
・交流学級で「みんなと一緒に勉強したい」という希望をもっています。自立活動で学習したことを生かし、他児と関わりながら学習することができるよう、音楽や体育等については交流学級で学習することとします。

～実態にもとづく教育課程編成、実施の成果～

児童Ｂの実態把握に基づく教育課程を編成、実施したことにより、国語や算数において、物語における心情を理解したり、文章題の意味を理解したりすることができるようになりました。また、他者との関わり方についても少しずつ身に付けることができ、友達とのトラブルの回数が減りました。

● 新学習指導要領改訂のポイント

学びの連続性

- 知的障がい特別支援学校の各教科について、小学校（中学校）の各教科等の目標や内容等との連続性や関連性を整理し、育成を目指す資質・能力の三つの柱（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性等）に基づき、目標や内容が示されました。
- 特別支援学校中学部における各教科の目標及び内容が、２段階で示されました。
- 知的障がいの程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校（中学校）の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導することができることが示されました。

カリキュラム・マネジメント

- 児童（生徒）に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉えるため、*個別の指導計画の実施状況の評価を、教育課程の評価と改善につなげる*ことが重要です。
- 児童（生徒）の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、*各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点により教育課程を改善していく*ことが重要です。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 知的障がいのある児童（生徒）は、抽象的な指導よりも、実際的な生活場面の中で、具体的に、思考、判断、表現ができるよう働き掛ける指導が効果的です。そのため、それぞれの学習場面の成果を他の学習場面等でも活用できるよう、意図的に指導内容を関連付けることが重要です。

● 参考資料

- 北海道教育委員会「特別支援学級を支えるために」～特別支援学級に関するＱ＆Ａ～
- 北海道教育委員会「平成29年度特別支援教育教育課程編成の手引」
- 北海道立特別支援教育センター「特別支援学級担任のハンドブック（改訂版）」
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー試案ー」
- 小学校学習指導要領解説　総則編（平成29年６月）
- 中学校学習指導要領解説　総則編（平成29年７月）
- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月）

「特別支援学級における教育課程編成のための指導資料」

一人一人に応じた指導・支援のために

平成30年３月発行
北海道教育庁胆振教育局
胆振教育局管内専門家チーム